

2025年12月1日
京滋信用組合

インターネットバンキングの振込振替限度額の引き下げについて

平素より、当組合インターネットバンキングをご利用いただき、誠にありがとうございます。昨今、フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングによる不正送金事犯や特殊詐欺事件等における被害金が金融機関口座に送金される被害が多発しております。こうした情勢を踏まえ、今般、個人取引先のお客様の大切な資産(預金)をお守りするため、1日あたりの振込振替限度額を3,000万円から1,000万円に引き下げさせていただきます。ご利用中のお客さまにはご不便、ご負担をおかけしますが、預金口座を通じて行われる金融犯罪への対策強化の取組へのご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

△変更予定日 2026年2月2日(月)

△個人取引先の限度額

振込振替限度額	変更前	変更後	
		ワンタイムパスワード	
		利用無し	利用有り
1回あたり	3,000万円	20万円	1,000万円
1日あたり	3,000万円	20万円	1,000万円

※現在、ご利用限度額を1,000万円未満で設定されているお客様につきましては、2026年1月23日まで1,000万円以下で限度額変更が可能となっておりますのでご案内いたします。

尚、今後の限度額変更につきましては取引店舗へご相談ください。

△法人取引先の限度額

振込振替限度額	変更後	
	ワンタイムパスワード	
	利用無し	利用有り
1回あたり	20万円	3,000万円
1日あたり	20万円	3,000万円